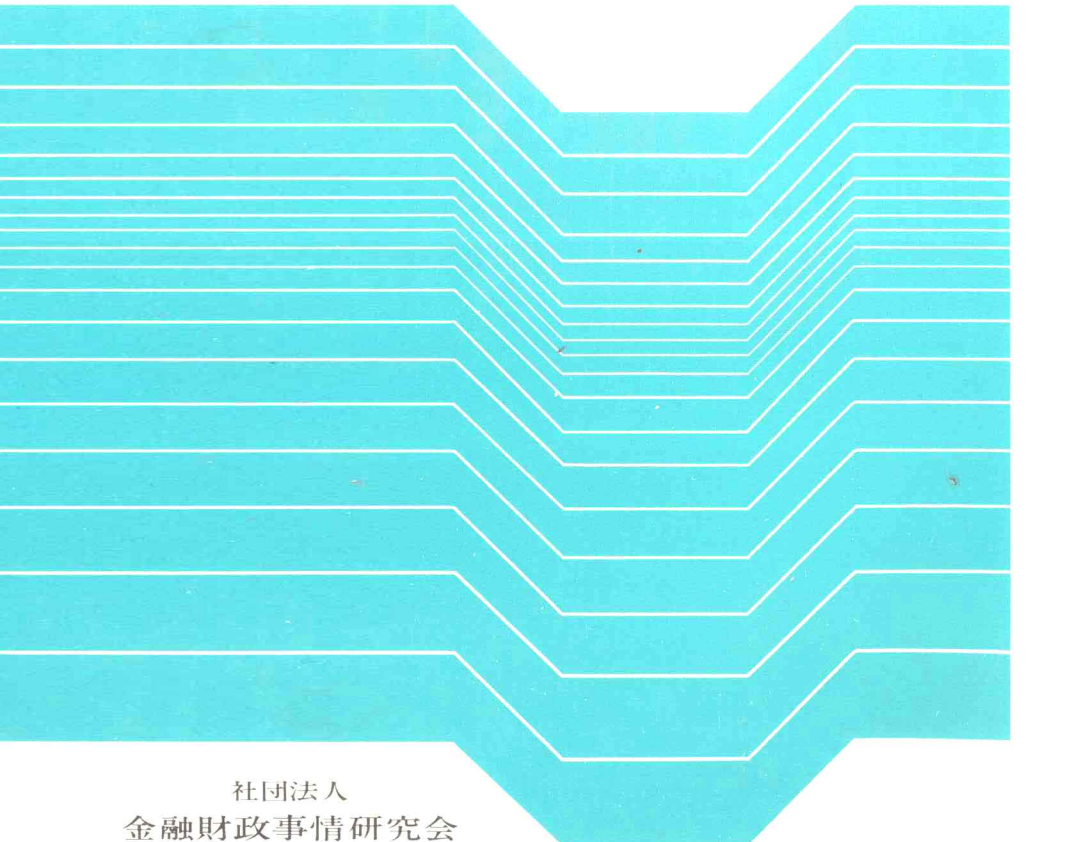


自己啓発シリーズ

銀行員のための税務入門

〈昭和56年度版〉

布施常蔵著



社団法人
金融財政事情研究会

自己啓発シリーズ

銀行員のための税務入門

〈昭和56年度版〉

布施常蔵著

社団法人 金融財政事情研究会

〔著者略歴〕

昭和23年仙台国税局採用，所得税，資産税，法人税調査事務に従事し，その後，国税庁広報課新聞係長，統括国税調査官を経て，昭和50年税理士として独立開業，現在に至る。

（株）金融財政事情研究会研修センター講師。

〔著書〕『グリーンカード一問一答』、『活用する税の知識』（金融財政事情研究会），『実例でわかる不動産の税金』、『等価交換と税務入門』（住宅新報社），『海外渡航の税金対策』（日本法令様式），『等価交換手法と税務』（ぎょうせい）他多数。

〔事務所〕 東京都江東区亀戸 2-22-17
日本生命亀戸ビル 3 F 電話（03）684-8433

自己啓発シリーズ

銀行員のための税務入門＜昭和56年度版＞

昭和56年7月7日初版発行

定価 2,300円

検 印
省 略

著 者 布 施 常 蔵

発行者 戸 部 虎 夫

印刷所 奥村印刷株式会社

発 行 所 社団法人 金融財政事情研究会

企 画・制 作 株式会社 金 融 財 政

電話 東京(355)2251(出版事業部直通)

販売総代理店 株式会社 キ ン ザ イ

電話 東京(358)0011(大代)振替東京8-155845

東京都新宿区南元町 19

2333-19493-1409

落丁・乱丁本はおとりかえします

は し が き

税金は、私たちの生活と密接な関係をもち日常生活と切り離せない関係にありながら、「税法は複雑でむずかしい」という声を聞く。これは最近における複雑な社会事象を反映したもので、内容も広範、かつ、精細なものとなっており、税法をむずかしいものになっているのが実情である。

しかし、むずかしいからといって税金の問題を避けて通るわけにはいかない。日々の日常生活や企業活動のなかに絶えずこの問題がからんでくるからである。「増税時代の幕明け」といわれる今日においては、個人の日常生活や企業の経済活動に占める税務の対応策がますます重要なものとなってきている。

特に金融機関の業務に携わっている職員の方は、いろいろなかたちで税金と密接なかかわりをもっている。最も身近なところでは、預貯金の利子に対する所得税の課税問題がある。利子所得の非課税制度、課税の仕組み、さらにグリーン・カード制度とのからみなど、所得税の知識が欠かせないものとなっている。

また、顧客との接触の段階で、その他の税目とのからみがでてくる。取引先企業に関するものに法人税がある。法人税の規定は、その中心となる計算規定が商法や企業会計の原則に委ねられていて、それに基づいて企業利益から課税所得を計算する仕組みとなっているので、これらの知識も必要となる。さらに、相続・贈与税は取引先個人にかかわる税目である。最近、相続税に対する関心が、国民の富の増加と相まって急速に高まっている。財産形成の面から、贈与税も重要な税目である。

本書はそんな要望を受けて、それぞれの税法への入門と考え、税目別にまとめたものである。

第1編 所得税

第2編 法人税

第3編 相続税

第4編 贈与税

ところで、税法には、いろいろ複雑な規定が並んでいるように見えるが、よく読むと、そのなかにはごく基本的なことがらとそれほどもないことがら、さらにきわめて特殊なことがらが書かれていることがわかる。これをなんら整理しないで頭に詰め込もうとすると、消化不良を起こしかねない。このように考えると、税法を理解するにはそれにふさわしい学習の仕方があるように思えるのである。

本書では、このことを十分に踏まえ、まず基本的なことがらを解説と例題の解答によって学習し、その理解の上に立ってしだいに学習の範囲を広げていくというサイクリング・メソッドを想定して構成した。

これによって基礎的な税知識を身につけ、さらに深く学習されることを願っている。

昭和55年6月

改訂版に寄せて

本書は、昭和56年6月1日現在の法令によって所要の改訂を行いました。

昭和56年6月

布施常蔵

凡 例

本書において使用した法令等の略称は、おおむね次による。

所法……所得税法

所令……所得税法施行令

所規……所得税法施行規則

所基通……所得税基本通達

法法……法人税法

法令……法人税法施行令

法規……法人税法施行規則

法基通……法人税基本通達

相法……相続税法

相令……相続税法施行令

相規……相続税法施行規則

措法……租税特別措置法

措令……租税特別措置法施行令

措規……租税特別措置法施行規則

措通……租税特別措置法通達

通法……国税通則法

(引用例)

所法33②二……………所得税法第33条第2項第2号

●創立30周年記念出版●

銀行実務総合講座 〈全8巻〉

- | | | | |
|-----|--------------|---------------------------------------|--------|
| 第1巻 | 預金 | 堀内 仁・大島鋼一
岩沢真三・村山邦夫 著
富永修身 | 3,400円 |
| 第2巻 | 貸出〈上〉 | 松本 崇・小林武司
北原重信・川田悦男 著
峯崎二郎 | 3,400円 |
| 第3巻 | 貸出〈下〉 | 鈴木正和・石井眞司
大西武士・秦 光昭 著 | 3,400円 |
| 第4巻 | 内国為替
付随業務 | 日沖 健・松本貞夫 著
西尾信一 著 | 2,600円 |
| 第5巻 | 外国為替 | 和島 雄三・岡野格三
樋之口洋朗・山下調次著
尾崎 忠 | 2,600円 |
| 第6巻 | 出納
手形交換 | 宮地 輝雄 著
柴崎純之介・井上俊雄著 | 2,600円 |
| 第7巻 | 渉外 | 大原典佳・千葉浩一
田中周允・平尾義昭 編
乾 利忠・佐野法重 | 2,600円 |
| 第8巻 | 企業調査 | 木村敦夫・永峰 敬一
東 正明・佐々木有一 著 | 2,600円 |

目 次

はしがき	布施常蔵
------------	------

第1編 所得税

第1章 所得税はどんな税金か	2
----------------------	---

I 所得税の性格と役割	2
II 納税義務と課税所得	2
1 納税義務者の範囲	2
2 所得の帰属	3
3 納税地	4

第2章 課税所得の範囲と課税標準	5
------------------------	---

I 所得の意義	5
II 非課税所得	6
1 所得税法の規定によるもの	6
2 租税特別措置法等の規定によるもの	9
III 免税所得	10
IV 課税標準	10

第3章 所得の種類と各種所得金額の計算	14
---------------------------	----

I 所得の種類	14
II 利子所得	14
1 利子所得の範囲	14
2 利子所得の金額の計算	15
3 収入金額の計上時期	15

4	利子所得の課税制度	16
5	少額貯蓄等利用者カード制度	23
III	配当所得	32
1	配当所得の範囲	32
2	配当所得の金額の計算	33
3	収入金額の計上時期	33
4	配当所得の課税制度	33
IV	不動産所得	37
1	不動産所得の範囲	37
2	不動産所得の金額の計算	38
3	収入金額の計上時期	38
4	必要経費の範囲	38
5	課税方法	42
6	税額計算の特例	42
V	事業所得	43
1	事業所得の範囲	43
2	事業所得の金額の計算	43
3	収入金額の計上時期	44
4	収入金額の範囲	45
5	必要経費	47
6	事業所得のその他の課税の特例	52
VI	給与所得	53
1	給与所得の範囲	53
2	給与所得の金額の計算	54
3	給与所得金額	54
VII	退職所得	55
VIII	山林所得	57
IX	譲渡所得	59
1	譲渡所得の範囲	59
2	短期譲渡所得と長期譲渡所得	60
3	資産の取得の日	60
4	譲渡所得の金額の計算	62
5	収入金額の計上時期	63
6	借地権等の設定の対価	63
7	取得費	65
8	譲渡費用	68
9	譲渡所得の課税の特例	68
10	その他の課税の特例	74

11 譲渡所得の特別控除の累積限度額	87
12 譲渡損があった場合の譲渡所得の金額の計算	87
X 一時所得	88
XI 雑所得	91
第4章 収入金額と必要経費	94
I 収入金額	94
1 収入金額の評価	94
2 評価の例外	94
3 収入金額に代わる性質を有するもの	96
4 総収入金額がなかったものとされる場合	96
II 必要経費	96
1 一般の必要経費	97
2 山林に係る必要経費	97
3 たな卸資産の評価	97
4 有価証券の評価	101
5 減価償却	102
6 資本的支出と修繕費の区分	105
7 繰延資産の償却	105
8 資産損失	107
9 貸倒損失等	109
10 貸倒引当金	111
11 返品調整引当金	112
12 退職給与引当金	114
13 製品保証等引当金	115
14 価格変動準備金	116
15 事業から対価を受ける親族がある場合の特例	117
16 社会保険診療報酬の所得計算の特例	118
第5章 損益通算と損失の繰越控除	119
1 損益通算	119
2 損失の繰越控除	120
第6章 所得控除	122
I 所得控除の種類	122
1 雑損控除	122

2	医療費控除	123
3	社会保険料控除	126
4	小規模企業共済等掛金控除	126
5	生命保険料控除	126
6	損害保険料控除	127
7	寄付金控除	128
8	障害者控除	129
9	老年者控除	130
10	寡婦（寡夫）控除	130
11	勤労学生控除	131
12	配偶者控除	132
13	扶養控除	132
14	基礎控除	134
II	所得控除の順序	134
第7章 税額の計算		136
I	課税所得金額と変動所得・臨時所得	136
1	税額計算	136
2	変動所得・臨時所得の平均課税	137
II	税額控除	139
1	配当控除	139
2	外国税額控除	140
3	住宅取得控除	140
4	住宅貯蓄控除	141
5	特別税額控除	141
III	税額計算の特例	142
1	資産所得の合算課税	142
2	土地等に係る事業所得等の金額の税額計算の特例	146
3	みなし法人課税の特例	148
第8章 源泉徴収制度		150
1	制度の趣旨	150
2	源泉徴収義務	150
3	源泉徴収の対象となる所得	151
4	退職所得	154

5	報酬または料金等に対する源泉徴収	154
第9章 申告・納付 155		
1	予定納税	155
2	確定申告	156
3	還付を受けるための申告	158
4	確定損失申告	158
5	死亡または出国の場合の確定申告	158
6	修正申告と更正の請求	158
7	納付	159
8	延納	160
9	還付	161
第10章 青色申告 162		
1	青色申告制度	162
2	青色申告を申請できる人	162
3	青色申告の承認と取消し	162
4	備付帳簿書類	163
5	特別措置	163
第2編 法人税		
第1章 法人税はどんな税金か 176		
1	法人税の納税義務者	176
2	法人税の性格	176
3	法人の種類と課税内容	177
4	事業年度	178
5	納税地	179
第2章 各事業年度の所得の計算 181		
I 法人税の課税標準 181		
1	益金の額	181

2 損金の額	182
3 資本等取引の意義	183
II 決算利益と所得金額	183
1 決算利益と税法上の所得	183
2 決算利益から誘導的に計算する所得金額	184
3 決算利益の調整	184
4 決算調整事項	185
第3章 法人の益金	187
I 商品・製品等の販売損益	187
1 商品等の販売収益	187
2 特別な場合の販売収益	188
II 特殊な販売損益	190
1 委託販売	190
2 割賦販売	190
3 延払条件付譲渡（請負）	191
4 試用販売	192
5 予約販売	192
III 請負による損益	192
1 部分完成基準	193
2 工事進行基準	193
IV 固定資産の譲渡損益	194
1 譲渡損益の計上時期	194
2 譲渡益に対する課税の特例	194
3 譲渡担保の場合の収益計上の特例	194
4 造成団地の分譲による損益の計上	195
V 受取配当	196
1 益金不算入となる配当等の範囲	196
2 みなし配当も益金不算入	197
3 短期所有株式等の配当の不適用	197
4 負債利子の控除	197
5 受取配当が支払配当をこえる場合	198
VI その他の収益	199
1 資産の評価益計上の原則的禁止	199
2 還付法人税等	199
3 受贈益・債務免除益	199
4 広告宣伝用資産の受贈益	200

VII	借地権等	201
1	権利金の認定	201
2	借地権等の範囲	201
3	相当の地代	202
4	相当の地代に満たない地代を収受している場合の権利金の認定	203
5	権利金の認定見合せ	203
6	相当の地代の改訂と借地権の価額	204
7	借地権の無償譲渡または無償返還	205
8	土地を貸し付けた場合の譲渡原価の損金算入	206
9	特別な経済的利益の対価への加算	207
10	存続期間の更新	208
VIII	リース取引に係る損益の計算方法	208
1	リース取引の意義	208
2	売買として取り扱うリース取引	208
3	前払費用とされるリース料	209
4	中古資産をリースバックした場合	209

第4章 法人の損金 210

I	商品、製品等の売上原価	210
1	たな卸資産の範囲	210
2	たな卸資産の取得価額	210
3	たな卸資産の期末評価方法	211
4	評価方法の選定、変更等	212
II	有価証券の評価	212
1	有価証券の範囲	212
2	有価証券の取得価額	213
3	身代り株式等の取得価額の付替え	214
4	有価証券の評価の方法	214
III	固定資産の減価償却	215
1	減価償却資産の範囲	216
2	減価償却の対象とならない資産	217
3	固定資産として計上することを要しない資産	218
4	固定資産の取得価額	219
5	残存価額	219
6	償却可能限度額	220
7	法定耐用年数	220

8	中古資産の耐用年数	220
9	耐用年数の短縮	221
10	減価償却の方法とその種類	222
11	償却方法の選定	224
12	償却限度額と損金経理	224
IV	修 繕 費	227
1	修繕費と資本的支出の区分	227
2	資本的支出	227
3	修 繕 費	228
V	特別償却	230
1	特別償却とは	230
2	特別償却の種類	230
3	特別償却不足額の繰越し	233
4	準備金方式による特別償却	233
VI	繰延資産	234
1	繰延資産の範囲	234
2	償却限度額の計算	237
3	繰延資産の償却超過額等	238
VII	圧縮記帳	239
1	圧縮記帳とは	239
2	圧縮記帳が認められる場合	240
3	圧縮記帳の方法	240
4	収用等の場合の圧縮記帳と特別控除	240
5	収用等に伴い代替資産を取得した場合の圧縮記帳	242
6	交換取得資産の圧縮記帳	243
7	特定資産の買換えの場合の圧縮記帳	246
8	資産の譲渡による特別控除の特例	251
VIII	引当金・準備金	253
1	貸倒引当金	254
2	返品調整引当金	258
3	賞与引当金	259
4	退職給与引当金	261
5	製品保証等引当金	263
6	価格変動準備金	263
IX	給 与	265
1	使用人に対する給料、賞与	265
2	役員に対する報酬および賞与	266
3	役員報酬	266

4	役員賞与	267
5	報酬、賞与の意義	267
6	役員の範囲	269
7	使用人兼務役員の範囲	270
8	退職給与	272
X	交際費等	274
1	交際費課税の趣旨	274
2	交際費課税の意義	274
3	損金不算入額	276
XI	寄付金	282
1	寄付金の範囲	283
2	寄付金計上の時期	283
3	一般の寄付金の損金算入限度額	283
4	国等に対する指定寄付金等	285
XII	貸倒損失	285
1	貸金等の全部または一部の切捨てをした場合の貸倒れ	285
2	回収不能の貸金等の貸倒れ	286
3	一定期間取引停止後弁済がない場合の貸倒れ	287
4	債権償却特別勘定	287
XIII	租税公課・罰料金	290
1	損金に算入されない租税公課	290
2	損金に算入できる租税公課	290
3	罰料金等	291
XIV	その他の費用や損失	291
1	会費等	291
2	損害賠償金	293
3	海外渡航費	293
4	損害保険料	295
第5章 税額の計算		297
I	法人税額の計算および税率	297
1	税額の計算	297
2	税率	297
3	軽減税率適用所得金額の計算	298
4	年700万円以下の所得から成る部分の金額の計算	299
II	土地譲渡益に対する特別課税	299
1	土地譲渡益重課制度の概要	299

2	課税対象となる行為	299
3	譲渡利益金額	301
4	直接または間接に要した経費	301
5	譲渡利益金額の調整	303
6	課税除外取引	303
Ⅲ	同族会社に対する特別課税	305
1	同族会社とは	305
2	同族会社の意義	305
3	同族関係者の範囲	305
4	同族会社に対する特別規定	307
Ⅳ	税額控除	309
1	所得税額の控除	309
2	外国税額の控除	310
3	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税額の控除	310
4	試験研究費が増加した場合の法人税額の控除	311
Ⅴ	欠損金	311
1	繰越控除	311
2	繰戻し	312
3	災害損失金の繰越控除	312
第6章	申告・納付・還付	313
Ⅰ	申告	313
1	申告	313
2	申告の種類	313
3	納付	314
Ⅱ	還付	315
1	所得税額等の還付	315
2	中間納付額の還付	315
3	欠損金繰戻しによる還付	316
Ⅲ	更正の請求・更正・決定等	316
1	更正の請求	316
2	修正申告	316
3	更正・決定	316
Ⅳ	青色申告	317
1	青色申告制度とは	317
2	青色申告法人となるには	317
3	青色申告の承認および却下	318